

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（通知）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 29 号）について、令和 6 年 2 月 6 日付け健生発 0206 第 1 号により厚生労働省健康・生活衛生局長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、御知知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配慮願います。なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

告示中の第 2 添加物の部が全面的に改正された。

2 適用期日

告示の日から適用する。ただし、令和 7 年 2 月 5 日（「粗製海水塩化マグネシウム」にあつては厚生労働大臣が定める日、「香辛料抽出物」及び「ヘプタン」にあつては令和 8 年 2 月 5 日）までに製造、加工又は輸入される添加物については、なお従前の例によることができる。

3 運用上の注意

- 新規に規格が設定された添加物を製造する営業を営もうとする者は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 55 条第 1 項に基づき、添加物製造業の許可を受けなければならない（ただし、「粗製海水塩化マグネシウム」にあつては厚生労働大臣が定める日までの間、「香辛料抽出物」及び「ヘプタン」にあつては令和 8 年 2 月 5 日までの間、その他の添加物にあつては令和 7 年 2 月 5 日までの間は、なお従前の例によることができる。）。
- 新規に規格が設定された添加物の製造又は加工を行う営業者は、法第 48 条第 1 項に基づき、食品衛生管理者を置かなければならない（ただし、「粗製海水塩化マグネシウム」にあつては厚生労働大臣が定める日までの間、「香辛料抽出物」及び「ヘプタン」にあつては令和 8 年 2 月 5 日までの間、その他の添加物にあつては令和 7 年 2 月 5 日までの間は、なお従前の例によることができる。）。

（問合せ先）

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係
（担当）松本、河原

電 話 026-235-7155(直通)

F A X 026-232-7288

電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp